大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第８条第２項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から４月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和２年10月27日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名　称　アルペン新発田店・ツルハドラッグ新発田店

所在地　新発田市舟入町３丁目718番地　外

設置者　株式会社アルペン　他１者

２　変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）エムジーリース株式会社　代表取締役社長　園部　成政　東京都千代田区一ツ橋二丁目１番１号

（変更後）みずほ丸紅リース株式会社　代表取締役社長　秋吉　満　東京都千代田区四番町６番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ツルハ　代表取締役　鶴羽　樹

（変更後）株式会社ツルハ　代表取締役　八幡　政浩

３　変更年月日

(1) 令和２年４月10日

(2) 令和２年８月25日

４　変更の理由

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所、代表者氏名の変更のため

(2) 小売業者を行う者の代表者氏名の変更のため

５　届出年月日

令和２年９月７日

６　縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

（なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。）

７　縦覧期間

令和２年10月27日から令和３年２月27日まで

８　大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課　商業振興係

電　　話　025－280－5237

Ｅメ ー ル　ngt050020@pref.niigata.lg.jp